

木島平村地域防災計画 概要版

令和7年3月

計画策定の背景

近年の地震や大雨による大規模災害を教訓に、災害対策基本法等の防災関係法令の改正が行われ、国の防災基本計画、長野県地域防災計画においても、防災対策が見直されています。

本計画は、平成11年に策定され、平成23年2月に見直しをしていますが、これらの関係する計画との整合を図るため、木島平村地域防災計画の見直しを行います。

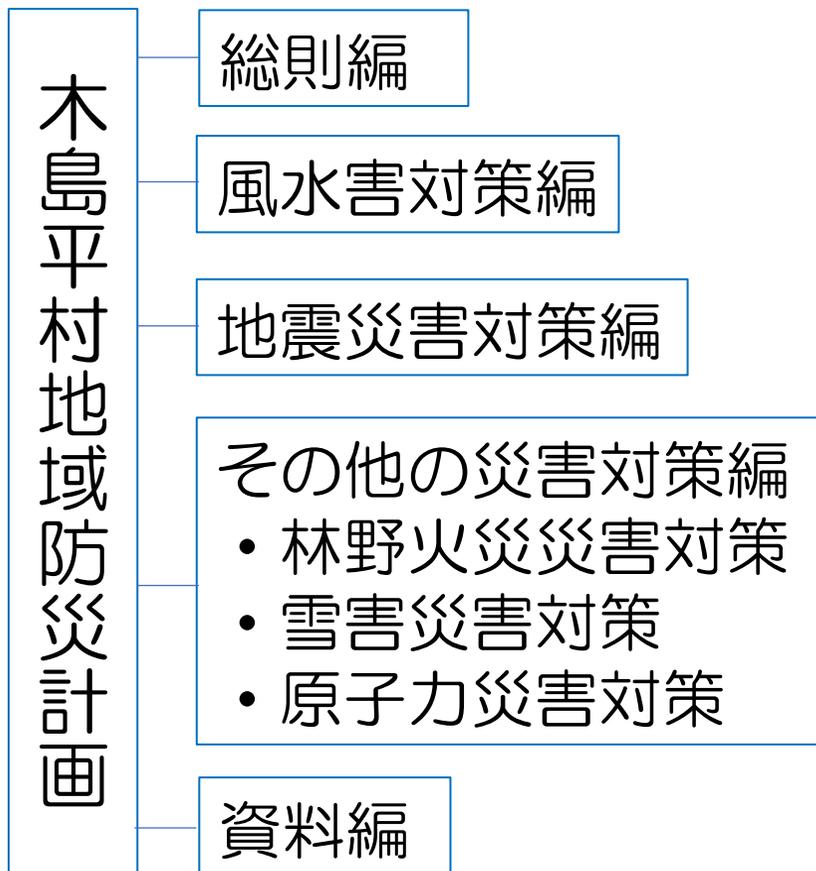
地域防災計画とは

木島平村地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び木島平村防災会議条例第2条に基づいて、木島平村防災会議が策定するものです。

この計画は、村、関係機関、村民等がその全機能を発揮し、連携して村の地域にかかわる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することによって村域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

また、自助・共助・公助の役割分担と連携により、災害対策に取り組むことが定められています。

計画の構成



木島平村地域防災計画は、災害の種類別に構成しています。

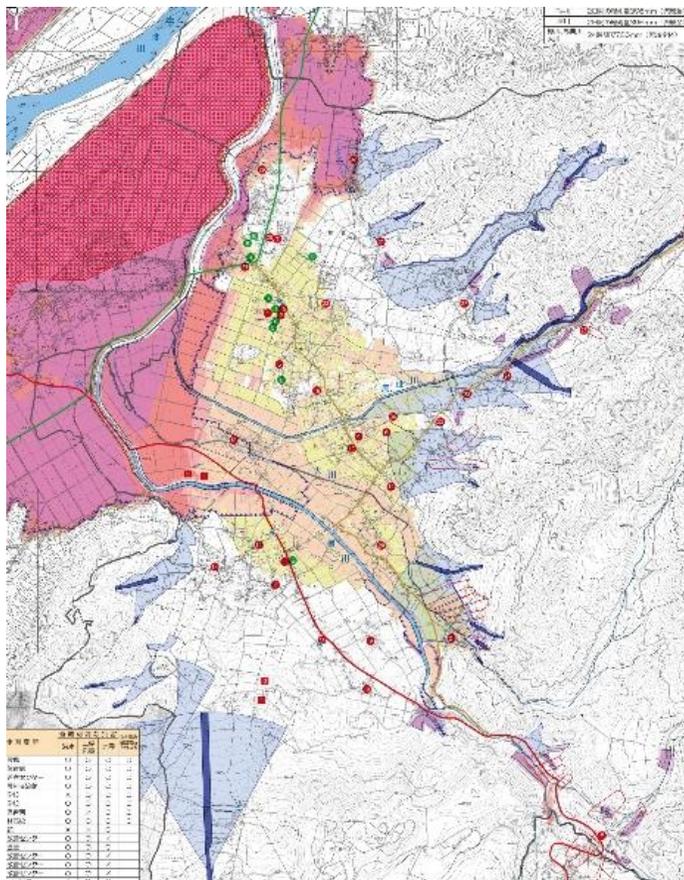
また、各編においては、

1. 総則
2. 災害予防計画
3. 災害応急対策計画
4. 災害復旧計画

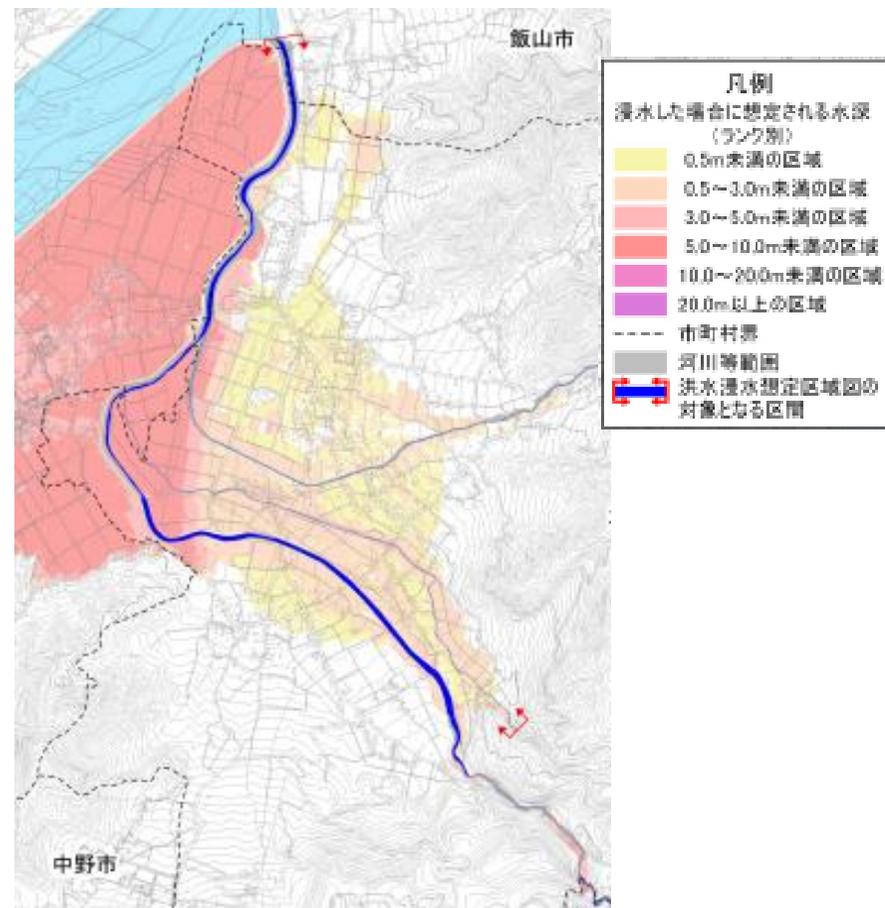
以上の4章で構成されます。

風水害の想定

本計画の前提条件とする風水害は、1000年に1回程度の大雨（最大規模）により千曲川、樽川、大川、馬曲川が氾濫した場合を想定しています。



千曲川、樽川、大川、馬曲川が氾濫した場合（村ハザードマップ）

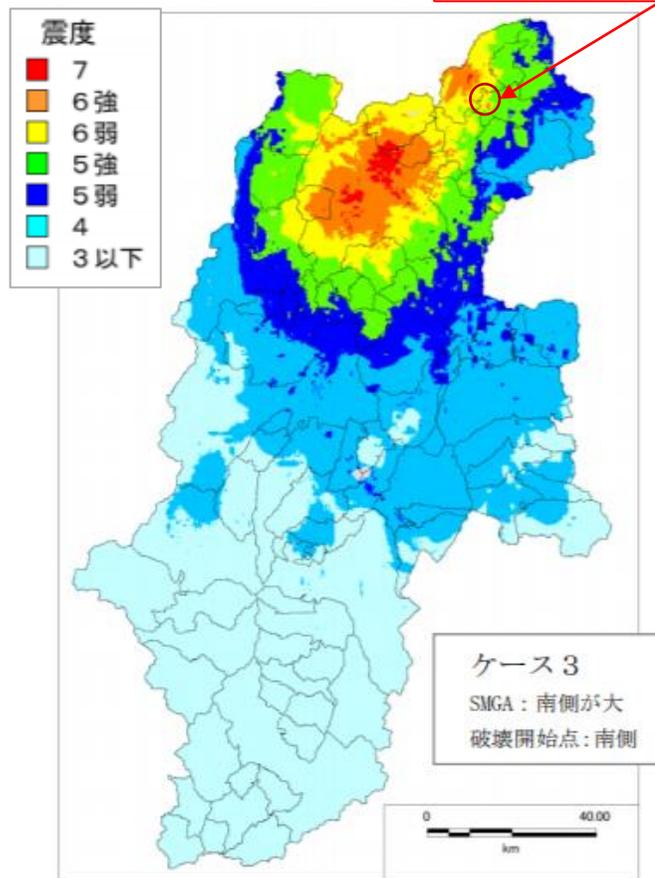


樽川、大川、馬曲川が氾濫した場合

地震の想定

本計画の前提条件とする地震は、1847年に善光寺地震を引き起こした長野盆地西縁断層帯による地震を想定しています。

村の想定最大震度6強



【村の被害想定数量】

想定被害項目		被害数量	
人的被害	死者	10人	
	負傷者	160人	
	重傷者	70人	
	自力脱出困難者	10人	
生活支障等	避難所避難者	1日後	140人
		2日後	420人
		1週間後	300人
		1ヶ月後	130人
建物被害	全壊棟数	160棟	
	半壊棟数	630棟	
ライフライン障害	上水道	断水人口	4,160人
	下水道	機能支障人口	4,130人
	電力	被災直後供給停止軒数	2,260軒

※長野県「平成27年3月 長野県地震被害想定調査報告書」を基に作成

災害予防計画【第3節 情報の収集・連絡体制】

計画内記載ページ 風-8P、地-13P

◆災害情報の収集・連絡体制の整備

県、千曲川河川事務所、長野地方気象台等からの情報、これらに連携する村防災気象情報システムにより迅速に情報収集を行い、関係機関や住民への情報伝達体制の整備に努めます。

■村防災気象情報システム（村HP）



気象情報、雨量グラフ、河川水位情報、土砂災害危険度等の情報をまとめたシステム。

■住民への情報伝達体制

- 情報通信施設による放送（屋内外）
- 村公式LINE
- 村HP
- Lアラート放送

災害予防計画【第8節 要配慮者の安全確保】

計画内記載ページ 風-18P、地-13P

◆避難行動要支援者名簿の作成

災害発生時に迅速・的確な行動がとりにくい障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児等の「要配慮者」対策を推進します。また、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者を「避難行動要支援者」といいます。避難行動要支援者の名簿は毎年、区、民生委員等の協力により更新・整備しています。

◆個別避難計画の作成

上記の名簿に登載された避難行動要支援者について、災害時にどのように避難するかを定めた「個別避難計画」を名簿の更新にあわせて作成します。

■避難行動要支援者の対象

- ・要介護3～5
- ・身体障害者手帳1、2級を所持（心臓、腎臓、呼吸機能障害のみの場合は除く）
- ・療育手帳A1を所持
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する単身世帯
- ・村の福祉サービスを受けている難病患者
- ・上記以外で区が必要と認めた方

災害予防計画【第28節 自主防災組織の育成に関する計画】

計画内記載ページ 風-54P、地-19P

◆地域の防災力強化

区の自主防災組織化を支援し、災害発生時の役割分担、地区ごとの課題の把握、避難場所や避難経路の確立等、防災力の向上を図ります。

近年の大規模災害においては、発災から公助が機能するまでに時間がかかることが課題となっています。このため、自助・共助の防災力の底上げが重要となります。

■自主防災組織化率（令和7年3月現在）

19地区／26地区（73%）

災害応急対策計画【第3節 非常参集職員の活動】

計画内記載ページ 風-79P、地-21P

◆職員の非常参集体制及び災害対策本部の設置

職員防災初動マニュアルを整備し、非常時の参集体制を確立します。

区分	参集範囲	基準	対策等本部
予備集合	防災担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象警報等の発令 ・ 降雨15mm/h超 ・ その他降雨継続予報、台風情報等 	
第1集合	理事者、課長、消防団正副団長、防災担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨10mm/hが3時間以上継続、連続降雨50mm ・ 立ヶ花水位観測所で6.5m超過し、流域で激しい降雨 ・ その他気象状況の急激な悪化等 	警戒本部
第2集合	全職員、消防団正副団長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部長の指示によるもの ・ 立ヶ花水位観測所で7.5m超過 ・ 土砂災害警戒情報 ・ 大雨特別警報等の発令 ・ 震度4以上の地震 	対策本部

災害応急対策計画【第4節 広域相互応援活動】 風-85

計画内記載ページ 風-85P、地-21P

◆ 応援要請

災害の規模が大きく、村単独では応急対策の実施が困難な場合に、県、他市町村、自衛隊及び防災関係機関等への応援を要請します。

■ 村長が行う応援要請（消防以外に関する要請）

- ・ 他市町村に対する応援要請
- ・ 県に対する応援要請
- ・ 指定地方行政機関に対する応援要請

■ 消防に関する応援要請

大規模災害時、「長野県消防相互応援協定」に基づき、村長又は岳北消防本部消防長は他市町村長に対して応援を要請する。

本協定で対応できない場合は、緊急消防援助隊の応援を知事へ要請する。

※緊急消防援助隊・・・大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に組織される、全国の消防機関相互による援助体制。

災害応急対策計画【第6節 自衛隊災害派遣活動】

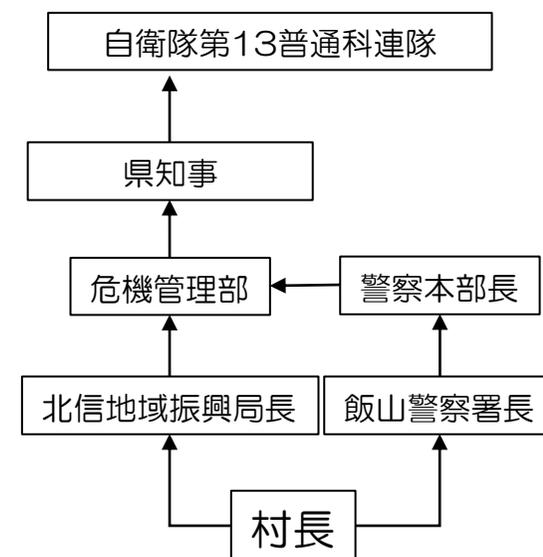
◆自衛隊への災害派遣要請

計画内記載ページ 風-92P、地-22P

災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき災害派遣の要請を行います。

救助活動	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

【要請方法】



災害応急対策計画【第8節 消防・水防活動】

計画内記載ページ 風-97P、地-22P

◆消防活動

消防団や岳北消防本部、地域住民等と連携して、効果的な消防活動を行います。

大規模災害が発生した時は、複数個所で火災が同時に発生することが予測されるため、消防団をはじめとする地域での消火活動が重要となります。村だけで対処できない場合は、県内の消防機関、緊急消防援助隊などの応援を要請します。

◆水防活動

災害予防計画第3節により収集した雨量や水位等の情報を関係機関に迅速に共有し、消防団との協力により効果的な水防活動を行います。

排水ポンプ等資機材の整備や水防工法の訓練等により水防力の強化を図ります。

災害応急対策計画【第12節 避難収容及び情報提供活動】

計画内記載ページ 風-107P、地-22P

◆避難指示等の発令

村は、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、気象情報、水位情報、国や県などからの災害情報に基づいて、区域を指定して3段階の避難情報を発令します。

種類	内容
高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。
避難指示 【警戒レベル4】	災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	避難所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の頑丈な建物にて緊急的に安全を確保するよう促す。

災害応急対策計画【第13 孤立地域対策活動】

計画内記載ページ 風-119P、地-23P

◆救助救出対策

中山間地域で孤立地域が発生した場合、村は孤立状況、被害概況等について区長を通じて確認・把握に努めます。その上で、孤立地域への支援のため、ヘリコプターや自衛隊等の出動が必要な場合には、県を通じて要請します。

◆備蓄品の整備

孤立可能性のある地区については、区との協議により村の備蓄品の分散備蓄に努めます。

◆通信手段の確保

孤立可能性のある地区については、情報的な孤立の可能性もあるため、通信手段の確保に努める。
なお、各地区分館（避難所）には、災害時特設公衆電話機を設置済み。

■孤立可能性集落 4地区

災害応急対策計画【第14～16節 被災者への生活支援】

計画内記載ページ 風-121P、地-23P

◆災害備蓄品（食料品、飲料水、生活必需品等）の整備

災害発生直後は、食料や物資の調達が困難なため、十分な量が避難者にいきわたらないことが予想されます。このため、村では「木島平村災害備蓄品整備計画」（資料編）に基づき、整備を進めます。備蓄品は次の区分に整理し、適切な整備を行います。

■備蓄品の区分

①家庭内備蓄

各家庭で最低3日分の備蓄を原則とします。

②公的備蓄

村が発災時から段階的に提供できるよう整備する。

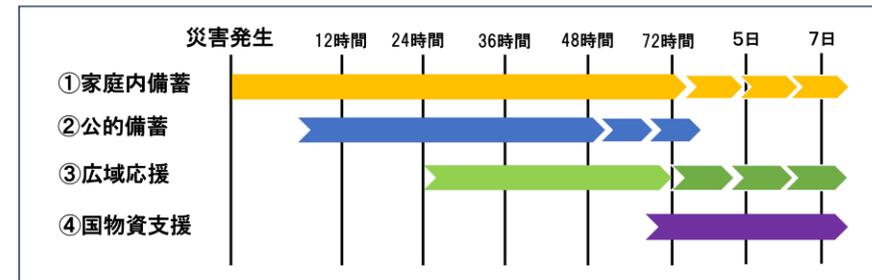
備蓄目標数量は上記計画のとおり。

③広域応援

災害時相互応援協定に基づき県及び県内市町村に支援要請。

④国からの支援物資（プッシュ型支援）

【時系列による対応区分】



村での公的備蓄は、国の支援物資到着の目安となる3日目までの数量を想定します。

災害復旧・復興計画

計画内記載ページ 風-164P、地-32P

◆災害復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ、協同して計画的に行うことに留意します。また、復興に当たっては、災害復興本部を設置し、復興計画の策定や復興事業の推進を図ります。

◆計画的な復興

被災地の再建に当たり、被害の再発防止と快適な環境を目指し、村のあるべき姿を明確にして、住民の理解を得ながら防災村づくりを実施します。

◆被災者等の生活再建支援

被災者の生活再建支援について、法令等に基づき、次のような支援を行います。

- | | | | |
|------------|-------------|----------------|----------|
| ○災害弔慰金の支給 | ○災害見舞金の支給 | ○被災者生活再建支援金の支給 | |
| ○災害援護資金の貸付 | ○生活福祉資金の貸付 | ○義援金の配分 | ○職業のあっせん |
| ○災害公営住宅の建設 | ○税等の減免、徴収猶予 | ○公共料金の免除、減免 | など |

その他の災害対策編（林野火災対策編）

村の森林面積は村域の約80%を占めており、森林資源と林野保全のため、予防対策に重点をおいた取り組みが必要であり、消防団と協力し、林野火災予防の防火思想の普及を行います。

その他の災害対策編（雪害対策編）

雪害による地域経済活動の停滞防止及び村民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保を図り、雪害予防を行います。

その他の災害対策編（原子力災害対策編）

本村は原子力災害に対する「緊急時防護措置を準備する区域（原子力事業所から30km圏内【UPZ】）」には含まれませんが、近隣県にある原子力事業所で事故が発生した場合、環境放射線のモニタリング、避難、健康被害防止対策、飲食物の摂取制限等を行います。